

# 市町村の合併の推進についての要綱 (概要版)

平成12年12月25日

三 重 県

- 目 次 -

はじめに ～要綱策定の趣旨～ .....	1
1 市町村を取り巻く潮流と市町村の現況・課題 .....	2
(1) 少子高齢化の進行 .....	2
(2) 財政赤字の拡大 .....	2
(3) 地方分権改革の実施 .....	3
(4) 日常生活圏の広域化 .....	4
2 市町村の行政体制整備の方向 ～広域行政と市町村合併～ .....	6
(1) 広域行政 .....	6
(2) 市町村合併 .....	7
3 市町村合併の効果 .....	8
4 合併に際して懸念される事項への対処 .....	12
(1) 市町村合併と地域社会との関係 .....	12
(2) 地域の特性を活かした新しいまちづくり .....	12
5 市町村合併のパターン .....	18
(1) 三重県における市町村合併検討の考え方 .....	18
(2) 市町村合併の類型の設定 .....	18
(3) 市町村合併のパターン .....	19
6 市町村合併に関する国、県、市町村等の役割 .....	22
(1) 国の施策 .....	22
(2) 三重県の取組 .....	22
(3) 市町村に期待される役割 .....	23
(4) コミュニティに期待される役割 .....	24
おわりに .....	25

## はじめに ～要綱策定の趣旨～

2000（平成12）年4月1日から、いわゆる地方分権一括法が施行され、地方公共団体は自主的・主体的に自らの行政を行うことができる新時代にふさわしい地方自治の実現に向かって着実に進み出した。自己決定・自己責任という地方分権の原則の下で、地方公共団体には、地域の個性を活かした主体的な施策を積極的に展開していくことが求められている。とりわけ、住民に最も身近な地方公共団体である市町村には、地域の総合的な行政主体として、格段に高まる自立性を発揮しつつ、分権型社会における新たな役割を担うことができるよう体質の強化を図ることが期待されている。

このような地方分権の確立に向けての要請とともに、少子高齢社会への対応や厳しい財政状況の下での行政の効率化による行財政基盤の強化等の観点から、行政体制の整備・確立を図るうえで有効な手法の一つである市町村合併の今日における必要性について、真剣に議論していく必要が出てきている。

また、住民の日常社会生活圏は、交通・情報通信手段の発達や経済活動の進展に伴い、市町村の区域を越えてますます拡大しつつあり、これに合わせた行政サービスの広域化が求められている。

本要綱は、このような住民の日常生活の動向や市町村を取り巻く情勢を踏まえ、これからの市町村のあり方について広く県民のみなさんに議論していただくために、市町村合併に関する県の取組をはじめとする様々な情報を提供しようとするものである。

市町村の合併にあたっては、当事者である市町村や地域住民が主体的に取り組み、地域において十分な議論が尽くされることが必要である。三重県としても、自主的・自立的な地域づくりを推進するため、市町村や地域住民と協働しながら本要綱を積極的に活用することにより、市町村合併の気運を醸成していくこととする。

## 1 市町村を取り巻く潮流と市町村の現況・課題

### (1) 少子高齢化の進行

#### [1] 少子高齢化の全国的な傾向

##### ア 少子高齢化の実態

全国の高齢人口割合(全人口に占める65歳以上の人口割合)は、1997(平成9)年には15.7%であったものが、2050(平成62)年には32.3%と、国民の3人に1人が65歳以上になることが予測されている。

わが国の人口は、2007(平成19)年の1億2,778万人を頂点として減少に転じ、2050(平成62)年には約1億人、2100(平成112)年には約6,700万人にまで減少すると予想されている。

##### イ 少子高齢化による社会への影響

第1に、社会保障に係る現役世代の負担が増大する。第2に、生産年齢人口とされる16～64歳までの人口が構成割合、絶対数ともに低下することが経済成長の制約要因になりかねない。第3に、子どもの社会性を育みにくい環境になることが懸念される。第4に、地域社会の崩壊や福祉サービスをはじめとする基礎的なサービスの提供すら困難になる地域が出てくることが懸念される。

#### [2] 三重県における少子高齢化の動向と市町村の課題

##### ア 三重県の人口動向

三重県の人口が減少に転ずるのは2017(平成29)年頃で、それまではほとんど横ばいに近いものの微増が続くものと予想されている。

三重県は高度経済成長期に地域発展の牽引力となってきた主要都市における成熟化及びその都市圏域の拡大という全国の大都市圏域でみられる傾向と、中山間地域における歯止めのきかない人口流出という全国の過疎地域でみられる傾向を併せ持っているといえる。

##### イ 市町村の課題

市町村行政には、少子高齢化という人口構造の変化に対応した行政体制へ転換を図ることが求められている。

そのためには、従来の地縁・血縁で結ばれたコミュニティだけでなく、NPO等市民活動団体やボランティア活動などを積極的に支援したり、行政との協働により公的なサービスを提供できるような仕組みづくりが不可欠となる。

三重県においては少子化や高齢化の進行に大きな地域差があり、全県画一の対応では自ずと限界がある。市町村は、その地域差を自らの問題としてとらえ、独立性を発揮した特色ある対応を行う必要がある。

### (2) 財政赤字の拡大

#### [1] 国・地方を通じた財政状況

2000(平成12)年現在の国・地方を合わせた長期債務残高(借金)の合計は、645兆円に達している。これは、国民一人当たり換算すると511万円余に達する額である。

## **[2] 三重県における財政状況と市町村の課題**

### **ア 市町村の財政状況**

三重県内の市町村の財政も、きわめて厳しい状況にある。県内市町村の地方債残高は、1998(平成10)年度で6,434億円に達し、1989(平成元)年度の1.8倍に膨らんでいる。

### **イ 財政悪化の影響**

三重県内で財政力指数0.75以上の市町村は10しかない。税収の不足分は主に交付税で措置されるが、今後財政面から交付税制度そのものが見直しを余儀なくされることも考えられる。

交付税制度の維持が、財政面において厳しくなりつつある一方で、地方債の償還、現有施設の維持管理、在宅介護をはじめ少子高齢社会に向けて新たに発生すると見込まれる行政需要への対応等を考慮すれば、地方自治体としては従来型の行政システムからの転換を早急に図る必要がある。

### **ウ 市町村の課題**

三重県における各市町村が抱える財政課題は、市町村の規模や地域性によって異なっているが、少なくとも次のような取組が必要である。

第1に、行政の効率化を図る必要がある。スケールメリットによるコスト削減効果が期待できる事務・事業を積極的に推進する観点から、市町村合併や広域連合の機能強化など、市町村の行政体制の見直しを含めた検討が必要である。

第2に、公共施設の機能的な配置を図る必要がある。隣接する市町村が協力して必要な施設・サービスを機能分担する視点や合併により市町村の区域を実態としての生活圏に合わせる対応についての検討が必要である。

第3に、行政の応答性と透明性を確保する必要がある。限られた予算を有効に配分するために、住民の参加と理解を促す取り組みを積極的に展開する姿勢が必要である。

住民に対する行政の応答性を高め、予算編成から執行に至る過程において透明性を高める取り組みを進めていくことは、行政への信頼性を高め、まちづくりに対する住民の関心を高めることにつながる。

## **(3) 地方分権改革の実施**

### **[1] 地方分権改革論議の経緯**

わが国では、戦後改革直後の1940年代末からすでに地方分権改革を求める様々な主張・提言が示されてきたが、地方分権改革はもっぱら権限移譲の問題として捉えられ、地方分権を推進するには自治体の規模・能力を高める必要があるという「受け皿論」とセットで議論される傾向が強かった。

### **[2] 今回の地方分権改革に向けた動きとその特徴**

#### **ア 地方分権改革の路線転換**

地方分権改革論議は、1990年代に入ると大きく路線変更することとなった。その節目となったのが、1993(平成5)年6月の衆参両院による「地方分権の推進に関する決議」であ

る。この決議は、国と地方の役割を見直し、地方分権を積極的に進めるための法制定を求めるものであった。

#### イ 今回の地方分権改革の方向

今回の地方分権改革は、機関委任事務制度の廃止や国地方係争処理委員会の設置など、従来の国と地方の関係を抜本的に見直すための枠組みを提供したといえることができる。しかしながら、税財源問題については今後の課題として残されている。

分権型社会においては、地方間格差是正措置は必要最小限にとどめつつ、自治体間の格差を個性と捉え、自治体の創意工夫や住民と行政との協働作業により、個性を伸ばすような政策を展開していくことが求められる。ひいてはそれが分権改革の成果につながっていくと考えられる。市町村合併は、こうした行政の転換にとってふさわしい区域・規模のあり方を模索する観点から検討されるべきである。

### [3] 三重県における現状と市町村の課題

市町村が政策能力を有し、必要な権能を確保するためには、望ましい区域・規模のあり方を含めて検討する必要がある。

一般に、市町村が自律性を発揮する上で求められる権能・体制としては、次の点があげられる。

第1に、専門性の強化である。時代のニーズに対応した専門部門を設置するには、一定の規模が求められ、人口規模が増加するほど充実するといえる。

第2に、財政力の強化である。限られた予算を有効に活用し、多様な行政ニーズに対応するためには、個々の事務にかかるコストはできるだけ低く抑えておくことが望ましい。事務の性質にもよるが、スケールメリットを図ることによりコストの削減が期待できる事務については、積極的に推進することが求められる。

第3に、権限の拡充である。市町村が現在対応している事務について、権限移譲を行うことにより総合的・一体的な対応が期待できる事務については、できる限り権限を市町村に移譲することが望まれる。

住民ニーズを拠り所とし、戦略的な行財政運営(マネジメント)を実践する意味からも、市町村は個性的な政策を展開できるだけの専門性、それを裏付ける財政力、総合的・一体的な対応を可能とする権限をもつことが望ましいといえる。

## (4) 日常生活圏の広域化

### [1] わが国における日常生活圏の広域化

戦後の産業・経済活動の飛躍的な成長により、わが国では急激な勢いで都市化が進んだ。それに加え、急速な情報化の進展により、人々の日常生活圏は多面的な広がりをみせるようになった。一方で、わが国における市町村の規模は、昭和の大合併の時期に大規模な合併がおこなわれたものの、その後は全体で見ればほとんど変わらないまま今日に至っている。市町村の行政区域は、一部の都市を除けばもはや人々の日常生活圏域の区域とは合致しなくなったとみることができる。

### [2] 三重県における広域化の動向と市町村の課題

三重県においても、高度経済成長の波に乗り1960年代以降都市化が進んだ。

三重県では分散型の都市構造のもとで、圏域が一定のまとまりをもった日常生活圏を形成していることが特徴である。

また、三重県では、情報化を通じて生活を豊かにし、産業を元気にする「情報先進県づくり」に取り組んでおり、高度情報通信手段による行政サービスの向上や情報化に対応できる人材の育成、情報の共有による住民参画の拡大などの実現をめざしている。市町村行政においても、高度通信技術を積極的に取り入れたまちづくりや施策の展開が期待され、そのための専門的な組織を整備し、人材を確保することが重要となってくる。

市町村が、高度情報化の進展に的確に対応し、三重県の特徴である分散型の都市構造を踏まえた施設整備や行政サービスを展開するためには、広域行政や市町村合併などについて、その規模や範囲を含め十分検討する必要がある。

## 2 市町村の行政体制整備の方向 ～広域行政と市町村合併～

市町村を取り巻く環境変化によってもたらされる市町村の課題は、基本的には各市町村が独自に対応すべき課題であるが、課題によっては一つの市町村限りで対応することが困難なものもある。その場合には、市町村の行政体制のあり方を見直すことが必要となるが、市町村の行政区域を越えた対応の主なものとしては、広域行政による対応と市町村合併による対応が考えられる。

### (1) 広域行政

広域行政は現在さまざまな目的に沿って活用されているが、その動機に着目すると、[1]「能率処理」の必要(市町村が単独で処理するより共同で処理した方が効率がよい場合)、[2]「能力補完」の必要(特定の事務を市町村単独で処理することが困難な場合)、[3]「広域化した生活圏への対応」(日常社会生活圏の広がりに対応することにより、住民の利便性の向上を図ったり隣接市町村間の重複投資を避けようとする場合)の3つのタイプに分けられる。

これら3つのタイプのうち、従来の取り組みはもっぱら[1]「能率処理」と[2]「能力補完」の動機に基づくものを中心であった。そのため、広域行政とは事務の共同処理と同義に扱われることが多い。事務の共同処理方式については地方自治法において、一部事務組合や地方開発事業団などによる特別地方公共団体、協議会、機関および職員の共同設置、事務委託等の方式が定められている。これらは、市町村単独ではその規模、能力の点から十分な対応ができない場合や、複数の市町村が共同で整備する方が望ましい場合などに、個別の事務ごとに共同処理するものである。

一部事務組合方式や協議会方式は、市町村を中心に幅広く活用されている。1998(平成10)年7月現在、地方自治体が事務を共同処理している件数は全国で9,425件、関係団体は延べ35,922団体にのぼる。そのほとんどは市町村同士の共同処理である。こうした事務の共同処理件数が増加した背景には、自治省の広域市町村圏や建設省の地方生活圏など、1960年代後半から広域行政圏施策が展開され、一定の定着をみたことがある。

しかしながら、一部事務組合や協議会方式では、総合的・一体的な行政を展開しにくいという限界がある。たとえば、隣接市町村で公共施設の共同利用や共同整備をおこなおうとした場合、住民の利便性の向上や行政の効率化につながるメリットが期待できる反面、いざ実施を検討しようとすると市町村間の調整が困難であるなど課題は多い。つまり、市町村行政の一部を上記の[1]「能率処理」と[2]「能力補完」の動機により「例外的」におこなうのであれば望ましい手法の一つといえるが、[3]の「広域化した生活圏への対応」までを視野に入れると、一部事務組合や協議会方式では制度上の限界に直面することになる。

このような事務の共同処理方式の限界を補完する制度として創設されたのが、広域連合である。広域連合は、長を直接選挙により選ぶことができるなど、制度上は住民が直接参画できる機能を有するものである。しかしながら、実際には、直接選挙により長を選出している広域連合はないのが現状である。

## (2) 市町村合併

市町村合併は、地域の行政機構を抜本的に再編成するものであり、市町村の行政区域を越えたニーズに対するもっとも徹底した対応策である。市町村合併は、広域的な行政需要への対応が可能であることの他に、[1]厳しい財政状況の下での行政の効率化による行財政基盤の強化、[2]少子高齢社会を迎えての総合的な行政サービス水準の充実・確保などの課題に対しても効果的に対応できるものである。また、[3]地方公共団体としての意思決定がより迅速に行え、その過程が住民から見えやすいことなども評価できる点である。

一方で、市町村合併を実施するにあたっては、相当な時間と労力を必要とすることから、介護保険の実施などのように体制整備の期限が決まっており、短時間で行政課題に対応する必要がある場合には、広域行政による対応が適していると考えられる。また、介護保険や消防・防災、ゴミ処理など行政における事務の種類ごとに適正規模が違うことから、合併後においても、合併市町村の範囲を越える広域行政が必要となる場合もあり、市町村合併によってすべての広域的な行政需要に対応できるわけではない。

### ○現状における広域行政と市町村合併の特徴

#### 【広域行政の特徴】

- [1] 短期間での広域行政需要への対応
- [2] 事務の種類に応じた柔軟な組み合わせによる対応

#### 【市町村合併の特徴】

- [1] 厳しい財政状況の下での行政の効率化による行財政基盤の強化
- [2] 少子高齢社会を迎えての総合的な行政サービス水準の充実・確保
- [3] 地方公共団体としての意思決定がより迅速に行え、その過程が住民から見えやすい

### 3 市町村合併の効果

市町村合併の効果としては、まず、行政、民間団体、地域住民など様々な主体において合併を契機としてまちづくりに関する意識改革が図られ、住民が主体となった新しいまちづくりへ向けての新たな活力が醸成されることが挙げられる。その他にも様々な効果が考えられるが、合併市町村の規模・能力や地域特性、事務執行体制等の個別事情によって多様であり、一概に指摘することは難しい。次の表は、合併した市町村の事例等をもとに、市町村合併の効果を分野別にまとめたものである。これらを踏まえ、当該市町村にとって、どのような効果が期待できるかを個別に検討することが重要である。

#### 市町村合併の効果

分野	内容	事例
1. 住民の利便性の向上	○ 合併により旧市町村界を越えた通学区域の見直しが行われることから、生活の実態に即した小中学校の通学区域の設定が可能になる。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・通学時間が短縮した。</li> <li>・近所の友人と同じ学校に通学できるようになった。</li> <li>・子どもや保護者の判断で学校を選択できる可能性が生まれた。</li> </ul>
	○ 買い物や通勤など、日常社会生活圏の広域化に合わせて行政区域が拡大することにより、住居地、通勤先、買い物先など多くの場所で窓口サービスを利用できるようになる。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・仕事を休まずに住民票や印鑑登録証を受けられるようになった。</li> <li>・合併により、公立病院、大規模図書館・ホールなどの施設サービスを提供する自治体と税を納める住民の範囲が一致することで、受益と負担の不一致が解消された。</li> </ul>
	○ 居住地等の関係で、利用が制限されていた公共施設が利用可能になる。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・勤務地に近い保育所に子どもを預けられるようになった。</li> <li>・施設の利用料金が下がった。</li> <li>・広報等のお知らせが一本化されたことにより、公的施設におけるイベント、催し物、サービス等の情報が入手しやすくなった。</li> </ul>
	○ 合併により規模・能力が強化されることにより県からの権限移譲が進み、保健福祉行政の総合的・一体的な運営を図ることができる。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市になると社会福祉事務所が、中核市になると保健所が設置できるため、地域に密着したサービスを独自に展開することができるようになった。</li> </ul>

	<p>○ 都市計画や福祉分野を中心に、申請手続きの迅速化・簡素化が進む。</p>	<p>・下表参照</p>
<p><b>表 中核市の移行にともなうサービス向上の例</b></p> <p><b>【申請手続きの迅速化の例】</b></p> <p>(1)母子・寡婦福祉資金貸付事業:2～3ヶ月→3週間～2ヶ月程度</p> <p>(2)身体障害者手帳交付(新規):2～3ヶ月→1～1.5ヶ月程度</p> <p>(3)身体障害者補装具給付:1～3ヶ月→1～2週間程度</p> <p>(4)都市計画施設又は市街地開発事業区域内の建築許可:3週間→1週間程度</p> <p><b>【許認可等の申請事務の簡素化の例】</b></p> <p>(1)工場に係るばい煙発生施設、粉じん発生施設の届出:提出書類が4部→1部に簡素化</p> <p>(2)都市計画施設用地内の建築許可:提出書類が2部→1部に簡素化</p> <p>(3)風致地区内の行為許可:提出書類が3部→2部に簡素化</p>		
<p>2. サービスの高度化・多様化</p>	<p>○ 職員の競争が促進され、多くの職員から有能な役職員を登用でき、政策立案能力の向上が期待できる。</p>	<p>・兼務する事務の数が減るため、一定の事務に専念することができるようになった。</p> <p>・職員研修の円滑な実施が可能になった。</p> <p>・中核市に移行した都市では、福祉行政の分野で行政監督の特例が認められるため、国と直接連絡調整を図ることができ、職員の意識改革につながった。</p>
	<p>○ 時代のニーズに対応した専門組織・職の設置が容易になる。</p>	<p>・国際、女性、NPO、環境、高度情報、まちづくりなどの専門組織を設置することができるようになった。</p> <p>・社会福祉士、保健婦、理学療法士、土木技師、建築技師などの専門職を確保できるようになった。</p>
	<p>○ 行財政基盤が強化され、行政サービスの充実や安定が図られるようになる。</p>	<p>・介護保険制度の導入にともない必要となるマンパワーや人材の確保が容易となった。</p> <p>・介護保険や国民健康保険の保険財政基盤が強化された。</p> <p>・救急車を配備した消防の出張所が設置され、救急車の到着時間が大幅に短縮された。</p> <p>・夜間休日診療が可能になった。</p>

	<p>公的団体の統合や新設が進み、多様な事業の展開が可能になる。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・社会福祉協議会の統合やシルバー人材センターの活用により、高齢者福祉サービスが充実強化された。</li> <li>・観光協会、商工会等の規模拡大により、大規模で広域的なイベントの実施が可能になった。</li> </ul>
	<p>行政サービスの水準が全体的に向上する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・合併市町村の中で、福祉サービス等の水準はもっとも高い水準に、公共料金等はもっとも低い水準に設定された。</li> <li>・緊急通報システムや各種貸付事業など、一部で実施されていたサービスが合併市町村全体で実施された。</li> </ul>
3. 広域的観点に立ったまちづくりと施策展開	<p>広域的な視点に立って、道路や公共事業の整備、土地利用計画・規制をおこなうことができる。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・合併以前には幹線道路以外の道路が市町村をまたがる場合、幅員が違ったり行き止まりになる例がみられたものが解消された。</li> <li>・市街化区域の拡大などの際に、土地利用の調整が容易になった。</li> <li>・広域的な視点に立った土地利用計画を策定できるようになり、都市施設の機能的・計画的な整備が可能になった。</li> </ul>
	<p>環境問題、水資源確保、観光振興など、広域的な調整事項の調整を円滑に進めることができる。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・工場からの排煙規制、排出規制を広域的に実施することができた。</li> <li>・水資源の豊富な市町村との合併により、飲料水や農業用水等の水不足が解消された。</li> <li>・ごみ処理施設の建設等に係る調整が容易になった。</li> <li>・ダイオキシン対策を十分に施した大規模な焼却施設を建設することができた。</li> <li>・市中心部と山麓部の温泉・観光地を一体的にPRし、観光客や宿泊客の確保につなげることができた。</li> </ul>
	<p>NPO活動やボランティア活動をはじめとした住民の多様な活動に対し、広域的な調整や総合的な支援が可能になる。</p>	
	<p>重点的な公共投資が可能となり、地域の中核となる質の高い施設整備や大規模</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・グレードの高い文化センターなどの施設を建設できた。</li> </ul>

	な投資を必要とするプロジェクトの実施が可能となる。	・鉄道の立体交差事業や市街地再開発事業が進んだ。
4. 行財政の効率化	広域的視点から公共施設が配置されることで、いわゆる類似施設の重複や二重投資といった公共投資の無駄を回避することができる。	・合併前には各市町村で計画されていた野球場、競技場、文化ホールなどの施設が、合併後それぞれグレードをアップして1ずつ整備できた。
	三役や議員などの総数が減少し、行政の管理部門の合理化が図られることで、財政効率性が高まる。	・総務、企画等の管理部門が統合されたことで、その余剰人員や経費を事業担当部門や新規サービスに振り向けることができるようになった。 ・三役や議員定数が削減されたことで、人件費の節減につながった。 ・(必置の)委員会・審議会委員、事務局職員の総数が減少したため、その分経費削減につながった。
5. 地域のイメージアップと総合的な活力の強化	合併により規模・能力が向上することで県内の存在感が高まり、地域のイメージアップや知名度の向上につながる。	・中核市、特例市、市に移行することができた。 ・百貨店、ホテルなどの都市型産業や民間企業の立地が進んだ。 ・各種娯楽施設や文化施設が立地し、余暇活動や文化活動が活発になった。
	地域の総合力がアップする。	・都市的な機能が集積する一方で農林漁業や豊かな自然環境に恵まれた地域を有することで、多様な地域資源を確保できるようになった。
	政治力や対外交渉力が強まる。	・全国市長会や中核市連絡会などに加入し、全国の同格都市とのネットワーク化を図ることができるようになった。 ・国庫補助や県補助の採択順位が上がった。

## 4 合併に際して懸念される事項への対処

合併に際しての懸念に対し、国においては、合併特例法による行財政措置をはじめとする総合的な支援が図られることとなっているが、地域においても、合併協議会で市町村建設計画を策定する際に、これらの懸念を念頭に置いたうえで、地域の実情に基づき、住民の意向を十分尊重して手続きを進めるなど、細やかな配慮を行いながら、新しい地域づくりを行っていくことが重要である。

### (1) 市町村合併と地域社会との関係

合併により広域化を進める場合には、行政が地域に密着した問題を住民の参加や住民とのコラボレーション(協働)の下に解決していくための仕組みを作りあげていくことが重要である。例えば、NPO等市民活動団体やコミュニティ組織がその役割を発展させて、地域の自治組織として多面的に自由に機能できる機関となるなど、基礎的な自治組織を強化していく観点での改革が必要である。

### (2) 地域の特性を活かした新しいまちづくり

合併後の市町村の中心部と周辺部の格差の問題については、合併協議会において「市町村建設計画」を策定するにあたり、地域振興のビジョンを明確にし、それぞれの地域の特性を活かした施設整備や事業の実施ができるよう留意しておく必要がある。

また、合併特例法上の地域審議会(旧市町村の区域ごとに設置され、新市町村長の諮問により当該区域の振興について審議し又は意見を述べる審議会)を有効に活用していくことも重要である。地域審議会には、行政サービスに不合理な格差が生じないよう意見を述べるということだけではなく、それぞれの地域の特性を十分に活かす施策を実現することにより、全体として市町村を個性的で魅力あるまちにしていくという積極的な役割が期待される。

### 市町村合併に際して懸念される事項とその対応

分野	懸念される事項	懸念される事項への対応
1. 住民の利便性と住民負担	○ 行政サービスの水準に団体間格差がある場合、合併することによって高い水準の団体の行政サービスが全体として低下してしまう。	→ 住民ニーズがより高いものに資源を重点配分する等の方法により、合併市町村の行政サービスが向上するよう、「市町村建設計画」を策定する場である合併協議会において行政水準の調整を十分に図る。また、サービス水準の高い団体のノウハウを受け継ぐことにより、合併市町村が高水準の行政サービスを行うこともできる。 → 合併後10年間は交付税が保証されるため、一般に行政サービスの水準は高い方に、負担は低い方に調整されることが多い。

	住民税の均等割が上がる。	個人住民税の均等割は、人口5～50万の場合年額2,500円、5万人未満の市町村の場合年額2,000円であるが、合併市町村の住民負担に公平性を欠くと認められる場合には、合併後3年度の間は不均一の課税を行うことができる。
	行政区域の拡大により、従来受けていた役場ごとのきめ細かな行政サービスが受けられなくなる。	市町村の規模が違って行政が行うべきサービスに違いはないが、役場が遠くなるなどの懸念に対しては、旧役場を支所・出張所として機能させることにより、地域に身近なサービスについて一定の対応が可能である。
	行政区域が拡大する一方で職員数、各種施設などが合理化されるので、行政サービスの水準が低下する懸念がある。	住民ニーズがより高いものに資源を重点配分する等の方法により、合併市町村の行政サービスが向上するよう、「市町村建設計画」を策定する場である合併協議会において行政水準の調整を十分に図る。また、専門分野の集約により合理化、充実化が図れるので、より高度な行政サービスを提供することも可能となる。
2. まちづくり	合併により中心地から遠くなると、地域が寂れてしまう懸念がある。	「市町村建設計画」において地域振興のビジョンを明確化し、「合併特例債」の活用などにより計画的な施設整備やイベントなどのソフト事業を行うことで、地域性を活かした活性化が図れる(表(1)・表(2)) 旧市町村の単位で「地域審議会」(表(3))を設置したり、定期的に地域懇談会等を開催し、地域の意向をきめ細かに施策に反映させていくことで一定の対応が可能である。
	旧市町村の歴史、文化、伝統といった特徴や個性が失われることへの不安がある。	「市町村建設計画」において、各地域の特徴を生かしたゾーニングを行い、「合併特例債」等を活用して、地域の特徴や個性を引き出す事業を行うことにより、一定の対応が可能である。また、合併による豊富な人材を活用し地域のリーダーを育成していくこともできる。
	住民にとって強い愛着のある名称が消えてしまうことへの不安・抵抗が想定される。	旧市町村の名称を市町村内の町・字名や学校などの公共施設の名称として残すことができる。また、「合併特例債」等を活用して、地域の一体性や地域住民の連帯感を確保する事業を重点的に行い、人々の生活のなかに名称を残していくことができる。

<p>○ 役場が統合されるので、旧町の地域では行政機関までの距離が遠くなる。</p>	<p>→ 旧役場を支所・出張所として機能させ、従前の行政サービスを確保することで対応することができる。</p> <p>→ CATVやインターネットを活用して双方向型の情報ネットワークを構築するとともに、支所・出張所や郵便局等においてワンストップサービスを提供することで一定の対応が可能である。</p> <p>→ 巡回・出前型のサービス提供や手続きの簡素化により行政機関へ出向くこと自体を減らすことも有効である。</p>
<p>○ 自主的な合併が進めば、過疎地域が取り残される懸念がある。</p>	<p>→ 都市的な機能と豊かな自然環境をあわせもった地域づくりを進めるなど、地域の特色ある発展を図る視点に立って、各市町村が積極的に合併を検討していくことにより一定の対応が可能である。</p>

### 表(1) 市町村建設計画について

#### 概要

市町村建設計画は、合併市町村の建設を総合的かつ効果的に推進することを目的として作成されるもので、合併特例法に基づく計画。同計画では、合併市町村の一体性の速やかな確立、住民福祉の向上などを図るとともに、均衡ある発展のために適切な配慮がなされることが求められている。また、住民に対し、合併後の将来ビジョンを示すことで合併の適否を判断する材料ともなる。

### 表(2) 合併特例債の概要

合併市町村が市町村建設計画に基づいて行う次の事業のうち、特に必要と認められるものに要する経費について、合併後10か年度に限り、特例的な地方債を充当できる。

- ・合併後の市町村の一体性の速やかな確立を図るため又は均衡ある発展に資するために行う公共的施設の整備事業
- ・合併後の市町村の建設を総合的かつ効果的に推進するために行う公共的施設の統合整備事業
- ・合併後の市町村における地域住民の連帯の強化又は旧市町村の区域における地域振興等のために設けられる基金の積立  
(充当率95%・普通交付税措置率:元利償還金の70%)

### 表(3) 「地域審議会」の概要

#### (1) 性格・目的

- 合併前の区域の立場に立って、合併市町村が行う当該地域の区域の事務に関

	<p>し、合併市町村の長に対して意見を述べる機関。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 合併市町村の施策全般に対してよりきめ細かな意見を反映できるようにする目的で、1999(平成 11)年7月に創設。</li> <li>○ 対象は合併前の市町村の区域における住民代表、議員など。</li> </ul> <p>(2) 任務</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 合併市町村の長の諮問に応じ意見を述べること(市町村建設計画の執行状況、予算編成時の事業等に関する要望など)。</li> <li>○ 必要に応じ合併市町村の長に意見を述べること(公共施設の設置・管理運営、福祉・廃棄物処理等の施策の基本的な計画の策定、実施など)。</li> </ul> <p>(3) 設置方法</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 合併前に合併関係市町村の協議により設置及び運営に関する事項を決定。</li> <li>○ 設置は任意</li> </ul> <p>(4) 設置単位</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 合併前の市町村の区域を単位。</li> </ul> <p>(5)設置期間</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 地域の実情に応じて合併関係市町村の協議により決定(任意)。</li> </ul> <p>(6) 組織・運営に関して協議で定める事項</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 構成員の定数、任期、任命、会長、庶務等に関すること、審議会の召集、開会要件、議決要件に関すること等。</li> </ul>				
3. 行政と住民の関係	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="379 1393 753 1803"> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 議員数が減少し、住民の意見が行政に反映されにくくなるのではとの懸念がある。</li> </ul> </td> <td data-bbox="753 1393 1370 1803"> <ul style="list-style-type: none"> <li>→ 合併直後の一定期間は議員の在任特例、定数特例制度があり、急激な環境変化は緩和できる。</li> <li>→ 旧市町村の単位で「地域審議会」(表(3))を設置したり、定期的に地域懇談会等を開催し、地域の意向をきめ細かに反映させていくことで一定の対応が可能である。</li> <li>→ CATVやインターネットを活用して双方向型の情報ネットワークを構築することで一定の対応が可能である。</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="379 1803 753 1982"> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 行政が広域化すると少数の意見が切り捨てられるのではとの懸念がある。</li> </ul> </td> <td data-bbox="753 1803 1370 1982"> <ul style="list-style-type: none"> <li>→ 行政が地域に密着した問題を住民とともに解決していくための仕組みを作り上げていくことが重要。</li> <li>→ 旧市町村の単位に「地域審議会」を設置したり、定期的に地域懇談会等を開催し、地域の意向をきめ</li> </ul> </td> </tr> </table>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 議員数が減少し、住民の意見が行政に反映されにくくなるのではとの懸念がある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>→ 合併直後の一定期間は議員の在任特例、定数特例制度があり、急激な環境変化は緩和できる。</li> <li>→ 旧市町村の単位で「地域審議会」(表(3))を設置したり、定期的に地域懇談会等を開催し、地域の意向をきめ細かに反映させていくことで一定の対応が可能である。</li> <li>→ CATVやインターネットを活用して双方向型の情報ネットワークを構築することで一定の対応が可能である。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 行政が広域化すると少数の意見が切り捨てられるのではとの懸念がある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>→ 行政が地域に密着した問題を住民とともに解決していくための仕組みを作り上げていくことが重要。</li> <li>→ 旧市町村の単位に「地域審議会」を設置したり、定期的に地域懇談会等を開催し、地域の意向をきめ</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 議員数が減少し、住民の意見が行政に反映されにくくなるのではとの懸念がある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>→ 合併直後の一定期間は議員の在任特例、定数特例制度があり、急激な環境変化は緩和できる。</li> <li>→ 旧市町村の単位で「地域審議会」(表(3))を設置したり、定期的に地域懇談会等を開催し、地域の意向をきめ細かに反映させていくことで一定の対応が可能である。</li> <li>→ CATVやインターネットを活用して双方向型の情報ネットワークを構築することで一定の対応が可能である。</li> </ul>				
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 行政が広域化すると少数の意見が切り捨てられるのではとの懸念がある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>→ 行政が地域に密着した問題を住民とともに解決していくための仕組みを作り上げていくことが重要。</li> <li>→ 旧市町村の単位に「地域審議会」を設置したり、定期的に地域懇談会等を開催し、地域の意向をきめ</li> </ul>				

		<p>細かに反映させていくことで一定の対応が可能である。</p> <p>CATVやインターネットを活用して双方向型の情報ネットワークを構築することで一定の対応が可能である。</p>
4. 行財政の効率化と行政組織	<p>旧市町村の一般職の身分は保障されるため(特例法9条)、人員の削減が容易に進まない(退職による自然減を待たねばならない)。</p>	<p>県から様々な権限の移譲を受けたり、専門組織の拡充等による新たなニーズへの対応を図ることにより、合併による規模・能力の強化にふさわしい体制づくりを進めることで、人員を有効に活用し、一定の対応をすることができる。</p>
	<p>旧市町村の行政区域に対応して支所や出張所をおいたり「市町村建設計画」でさまざまな事業を盛り込むと、場合によっては事務効率が低下したり経費削減効果につながらない懸念がある。</p>	<p>「市町村建設計画」の策定段階に住民の参画を図り、将来ビジョンを見据えながら社会資本整備や行政水準、事務効率等を検討することで一定の対応が可能である。</p>
	<p>行政文書の移管、役所の整理統合、コンピュータシステムの統一、名称変更など、合併にともない多額の経費がかかる。</p>	<p>合併直後に必要となる以下の経常経費については、次の事項について「合併直後の臨時的経費に対する財政措置」が適用されることにより、一定の対応が可能である。</p> <p>(1) 行政の一体化(基本構想の策定・改訂、コンピュータ・システムの統一、ネットワークの整備等)</p> <p>(2) 行政水準・住民負担水準の格差是正(住民サービスの水準の調整等)</p>
	<p>合併後、一定期間は地方交付税が保証されるが、その後は交付額が減額となる。</p>	<p>「地方交付税の額の算定の特例」(合併算定替)の適用は、合併による地方交付税の急激な落ち込みを緩和し、合併後の市町村の円滑な運営を確保するため、合併実施年度を含む10年度について合併前の旧市町村の合算額を交付し、11年度目～15年度目の間に段階的に縮減するもの(16年度目以降から通常の算定方法となる。)である。</p> <p>地方交付税が減額されるのは、一般に規模が大きくなると行政効率が良くなるため、必要とされる経費が削減されるからであり、少ない経費で合併前と同等の仕事ができるようになるということである。</p>
	<p>財政力に格差のある市町村が合併した場合、豊かな財政</p>	<p>「市町村建設計画」の策定段階に住民の参画を図り、将来ビジョンを明らかにした上で、「合併特例債」</p>

<p>力を有する団体の住民に不満が残る。</p>	<p>等を積極的に活用し、地域バランスに配慮して新しいまちづくりを進めることで、一定の対応が可能である。</p>
<p>一般職の管理職昇進や特別職等の選出を旧市町のバランスに配慮して選考しなければならなくなる。</p>	<p>人事や昇進等については、旧市町村の単位に縛られないよう十分に留意し、合併市町村の行財政運営においては住民参加や情報公開等を積極的に推進して行政の透明性や応答性を高めていくことで対応することができる。</p>
<p>首長の権限が増大し、権力が一極集中化する懸念がある。</p>	<p>各行政分野において専任の組織・職員を置き、専門性の高い組織で行政運営を行うことで、長からの権限の委任を進め、組織として適正な権限配分を行うことができる。</p>

## 5 市町村の合併パターン

### (1) 三重県における市町村合併検討の考え方

#### [1] 限られた資源を効率的・合理的に配分する視点

重複投資など非効率的な公共投資を避け、広域的な観点に立ったまちづくりや各種サービスをめざす。

#### [2] 県土の特色ある発展を図る視点

地域固有の歴史・文化に配慮し、圏域の自律性、拠点性を高める。

#### [3] 分権型社会の創造を図る視点

行政の応答性や行財政基盤の強化等、市町村の自律性を高め、県と市町村の関係を再構築する。

### (2) 市町村合併の類型の設定

#### ア 自立都市形成型

この類型は、性格要素が「拠点型」で、人口要素が県内における市の中で上位に位置する概ね20万以上を対象とする。形態としては、圏域の中核的な市と周辺市町村の組み合わせが想定され、合併後、中核市又は特例市への移行が検討できる規模になることを原則とする。

#### 【将来イメージ】

県内の産業・経済活動の拠点となり、県土の持続的な発展を牽引する役割を担う。このため、各種都市機能や高次都市施設の集積を図り、産業・経済振興等を地域の実情を踏まえ戦略的に展開していくことが期待される。

#### イ 拠点都市形成型

この類型は、性格要素が「拠点型」又は「拠点・郊外型」で、人口要素が県内における市の中で比較的上位に位置する概ね10万以上を対象とする。形態としては、市と町村の組み合わせが想定される。

#### 【将来イメージ】

産業・経済活動や高次都市機能については自立都市形成型に該当する市あるいは県と適切な連携を図りつつ、広域市町村圏などの一定の生活圏域を単位としている。このため、地域住民にとって身近で基本的な行政サービスを一体的・総合的に提供する役割を担うことが期待される。

#### ウ 都市機能充足型

この類型は、性格要素が「拠点・郊外型」又は「郊外型」、人口要素が概ね5万以上(町村同士の場合は4万以上)10万未満、地形・地理的要素が「都市連たん地域」又は「都市的地域」を対象とする。合併の形態としては、圏域の中核的な市以外の市と町村又は町村同士の組み合わせが想定され、町村同士の場合には合併後、市に移行することになる。

**【将来イメージ】**

地形的、文化的、歴史的に一体性が強い地域であると同時に、大都市周辺地域に立地し、ごみ・環境問題、スプロール、社会資本整備など、各種の都市問題において共通の広域的課題を有している。このため、個性的、創造的な政策を展開することにより地域の一体性をより高めつつ、広域行政課題に対して効果的に対応していくことが期待される。

**エ 地域振興型**

この類型は、性格要素が「独立型」、人口要素が概ね 10 万未満、地形・地勢的要素が「都市・中山間並存地域」又は「中山間地」のうち、自立都市形成型及び拠点都市形成型以外の地域が対象となる。合併の形態としては、圏域の中核的な市以外の市と町村又は町村同士の組み合わせが想定される。

**【将来イメージ】**

地形的、文化的、歴史的に一体性が強い地域であると同時に、比較的豊かな自然環境に恵まれ、農林漁業が盛んな地域である。このため、個性的、創造的な政策を展開することにより地域の一体性をより高めつつ、都市的機能と農村的機能を調和させ、地域の資源を十二分に活用した振興を図ることが期待される。

類型名	性格要素	人口要素	地形・地理的要素	想定される都市制度・圏域の位置づけ
自立都市形成型	拠点型	概ね 20 万以上	都市連たん地域 都市的地域 都市・中山間並存地域	中核市・特例市 広域市町村圏 中心市
拠点都市形成型	拠点型 拠点・郊外型	概ね 10 万以上	都市連たん地域 都市的地域 都市・中山間並存地域	広域市町村圏 中心市
都市機能充足型	拠点・郊外型 郊外型	概ね 4～10 万	都市連たん地域 都市的地域	市
地域振興型	独立型	概ね 10 万未満	都市・中山間並存地域 中山間地域	市町村

**(3) 市町村合併のパターン**

市町村合併について具体的な議論を行うためには、対象となる市町村を明らかにする必要があることから、次のとおり、三重県において市町村合併を検討する際の目安となる組み合わせを例示する。

なお、合併の対象となる市町村の組み合わせは、議論の熟度や気運など地域の実情に応じて変わることから、ここで示す組み合わせ以外の合併もあり得るものである。また

部分的、段階的な合併を経て、最終的にここで示す形に至ることも想定される。

市町村の合併パターン一覧表

番号	市町村名	人口	面積	類型
<a href="#">(1)</a>	桑名市 多度町 長島町 木曾岬町 北勢町 員弁町 大安町 東員町 藤原町	208,807	390.93	自立都市形成型
<a href="#">(1)-1</a>	桑名市 多度町 長島町 木曾岬町	136,826	148.69	拠点都市形成型
<a href="#">(1)-2</a>	北勢町 員弁町 大安町 東員町 藤原町	71,981	242.24	都市機能充足型
<a href="#">(2)</a>	四日市市 菰野町 楠町 朝日町 川越町	349,503	326.71	自立都市形成型
<a href="#">(2)-1</a>	四日市市 楠町 朝日町 川越町	314,386	219.82	自立都市形成型
<a href="#">(3)</a>	鈴鹿市 亀山市 関町	225,928	385.58	自立都市形成型
<a href="#">(3)-1</a>	亀山市 関町	46,128	190.91	都市機能充足型
<a href="#">(4)</a>	津市 久居市 河芸町 芸濃町 美里村 安濃町 香良 洲町 一志町 白山町 嬉野町 美杉村	304,422	788.77	自立都市形成型
<a href="#">(4)-1</a>	津市 河芸町 芸濃町 美里村 安濃町 香良洲町	209,624	276.36	自立都市形成型
<a href="#">(4)-2</a>	久居市 一志町 白山町 嬉野町 美杉村	94,798	512.41	拠点都市形成型
<a href="#">(5)</a>	津市 久居市 河芸町 芸濃町 美里村 安濃町 香良 洲町 一志町 白山町 嬉野町 美杉村 三雲町	314,758	807.66	自立都市形成型
<a href="#">(5)-1A</a>	津市 河芸町 芸濃町 美里村 安濃町	204,176	272.46	自立都市形成型
<a href="#">(5)-2A</a>	久居市 香良洲町 一志町 白山町 嬉野町 美杉村 三雲町	110,582	535.20	拠点都市形成型
<a href="#">(5)-2B</a>	久居市 一志町 白山町 嬉野町 美杉村 三雲町	105,134	531.30	拠点都市形成型
<a href="#">(6)</a>	松阪市 飯南町 飯高町 多気町 明和町 勢和村 三 雲町	182,725	689.80	拠点都市形成型
<a href="#">(7)</a>	大台町 宮川村 大宮町 紀勢町 大内山村	23,679	596.47	地域振興型
<a href="#">(8)</a>	松阪市 飯南町 飯高町 多気町 明和町 大台町 勢 和村 宮川村 三雲町	194,483	1,052.74	自立都市形成型
<a href="#">(9)</a>	伊勢市 鳥羽市 玉城町 二見町 小俣町 南勢町 南 島町 御菌村 度会町 浜島町 大王町 志摩町 阿児 町 磯部町	270,308	914.76	自立都市形成型
<a href="#">(9)-1</a>	伊勢市 玉城町 二見町 小俣町 南勢町 南島町 御 菌村 度会町	180,467	627.31	拠点都市形成型

<a href="#">(9)-2A</a>	鳥羽市 浜島町 大王町 志摩町 阿児町 磯部町	89,841	287.45	地域振興型
<a href="#">(9)-2B</a>	浜島町 大王町 志摩町 阿児町 磯部町	63,035	179.62	地域振興型
<a href="#">(10)</a>	伊勢市 玉城町 二見町 小俣町 南勢町 南島町 大宮町 紀勢町 御園村 大内山村 度会町	192,388	860.84	拠点都市形成型
<a href="#">(11)</a>	上野市 名張市 伊賀町 島ヶ原村 阿山町 大山田村 青山町	181,348	687.93	自立都市形成型
<a href="#">(12)</a>	尾鷲市 紀伊長島町 海山町	47,736	449.94	地域振興型
<a href="#">(13)</a>	熊野市 御浜町 紀宝町 紀和町 鷓殿村	46,902	541.57	地域振興型

## 6 市町村合併に関する国、県、市町村等の役割

### (1) 国の施策

平成11年の合併特例法の改正により、「国は、合併市町村の建設に資するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるように努めなければならない」(第16条第2項)と規定されたこと等を踏まえ、国においては、市町村合併の推進のために次のような支援策を講ずることとしている。

#### [1] 合併に向けた取組に対する支援

- ア 市町村合併の支援に関する関係省庁間の連携強化等
- イ 市町村合併に関する情報提供
- ウ 住民発議制度
- エ 合併準備経費に対する財政措置
- オ 合併準備補助金

#### [2] 合併後の市町村に対する支援

- ア 合併特例債
- イ 過疎地域の自立促進のための特別措置
- ウ 普通交付税の算定の特例(合併算定替)
- エ 合併直後の臨時的経費に対する普通交付税措置
- オ 合併関係市町村間の公債費負担格差是正のための特別交付税措置
- カ 合併市町村補助金
- キ 地域審議会を設置

#### [3] その他合併に伴う課題とされている事項に対する特例

- ア 議会の議員の定数・在任に関する特例
- イ 議会の議員の退職年金に関する特例
- ウ 市となるべき要件の特例

### (2) 三重県の取組

これまでも、地域における広域行政に関する勉強会、講演会等への支援や市町村等が行う広域行政に関する調査研究への支援、パンフレットの配布などにより、広域行政・市町村合併に関する情報の提供や議論・検討の場の創出に努めてきた。

今後も、地域において十分に市町村合併についての議論が尽くされるよう必要な情報の提供やその他の支援を行うとともに、市町村合併に対する支援を積極的に実施していく。

#### [1] 合併に向けた取組に対する支援

##### ア 市町村合併に関する情報提供、広報・啓発活動

市町村等が開催する勉強会、講演会等への講師派遣やマスメディアを通じた広報活動、パンフレットの配布などに取り組み、積極的に情報を提供していく。

また、より多くの住民と意見交換を行う場を持つなど、地域における議論の活性化の促

進に努める。

#### イ 市町村合併に関する相談窓口の設置

県民からの市町村合併に関する各種の相談対応や情報提供を行う相談窓口を各県民局に開設する。

#### ウ 市町村合併に関する調査検討への支援

市町村等が、合併について調査・検討を行う場合には、県は、必要な助言、可能な限りの情報提供などを行い、積極的に参画するとともに、広域行政体制整備事業として、必要な経費に対し財政的な支援を行う。

#### エ 合併協議会等への支援

任意の合併協議会や法定協議会等に対し、各種の情報提供を行い積極的に参画し、合併に関する検討に際しての技術的・財政的支援等を行う。

#### オ 合併支援に向けた体制づくり

県の関係部局間の密接な連携・協力の下、市町村や各地域に対する総合的な支援ができるよう体制を整備していく。

### [2] 合併後の市町村に対する支援

#### ア 合併市町村に対する財政支援

合併に伴い発生する緊急の財政需要について合併市町村の負担を軽減するとともに、合併後の一体的なまちづくり等を支援するための財政支援策を検討する。

#### イ 市町村建設計画を達成するための事業の実施

市町村建設計画に掲げられた県事業を重点的に実施するとともに、補助金の優先採択など市町村事業に対する財政的な支援を行う。

また、都市基盤整備にあたっては、部局間の緊密な連携の下で重点的に支援を行うなど、あらゆる行政分野において合併市町村の建設が円滑に推進されるよう配慮する。

#### ウ 合併市町村への権限移譲

一定の人口規模を有する市町村に権限を包括的に移譲することが、地方分権の推進に資すると考えられることから、地方自治法第252条の17の2に基づく条例による事務処理の特例制度を積極的に活用し、県から合併市町村への事務権限の移譲を行っていく。

また、事務権限の移譲にあたっては、県と市町村の役割分担を見直し、地方分権時代にふさわしい新しい関係が構築できるよう、地域機関をはじめとする県の組織体制のあり方について併せて検討していく。

#### エ 圏域設定の見直し

県の各種広域計画における区域や、県の地域機関の所管区域等について、必要に応じ適切な措置を講じる。

### (3) 市町村に期待される役割

#### [1] 市町村合併についての検討

市町村合併は、地域において十分な議論を尽くした上で、客観的な判断に基づいてそ

の是非を判断すべきものであることから、合併の検討にあたっては、関係する市町村、市町村議会、地域住民等が、研究会を設置するなどの方法により、自主的・主体的に様々な観点から検討を進めることが望まれる。

## **[2] 住民とのコラボレーション(協働)**

市町村合併の検討にあたっては、関係市町村と地域住民が、様々な情報や合併に対する認識を常に共有しつつ、コラボレーション(協働)により進めていくことが重要であることから、関係市町村は合併に関する情報や検討状況について、随時情報提供を行うとともに、地区単位の検討会や懇談会を開催するなど、住民の意向が反映できるような住民参加のしくみづくりが望まれる。

## **(4) コミュニティに期待される役割**

地域の声をきめ細かく行政に反映させたり、住民と行政がコラボレーションで新しいまちづくりを考えていくためには、コミュニティ組織の活用・活性化が重要である。コミュニティ組織は、住民と行政の繋ぎ役としてその役割を果たすだけでなく、中長期的な視点に立って、自ら地域全体のあり方について検討していくことが求められる。そして、その結果として、合併により市町村が広域化された場合には、コミュニティには住民の直接参加による狭域的な自治組織としての新しい役割を担うことが期待される。

## おわりに

21世紀の社会を支える分権型システムを構築するためには、基礎的な地方公共団体である市町村が地域における行政を一貫して自主的、自立的に実施できるよう、権限の拡充や財政力・専門性の強化などを図り、行政能力を高めていかなければならない。

また、真の意味で地方分権を成し遂げるためには、市町村の機能の充実とともに、地域ごとに住民の意向をきめ細かく反映させながら、多様化するコミュニティレベルの行政需要に的確に対応するために、コミュニティ組織や地縁団体、NPO等が果たすべき役割を拡充するなど、住民自らが主体的にまちづくりを行える仕組みをつくりあげていくことが必要である。

三重県としては、生活者起点の県政を推進していくため、市町村や地域住民が市町村合併に主体的に取り組み、十分な議論が尽くされるよう気運を醸成するとともに、市町村合併に向けた取組や住民と行政がコラボレーションで新しいまちづくりを行っていくための合併後の市町村の取組などを積極的に支援し、市町村合併を推進していくこととする。

また、市町村合併の推進とあわせて、行政サービスが住民に身近な市町村で総合的に提供できるよう、県の機能にも見直しを加え、できる限り本庁の事務権限は地域機関に、地域機関の事務権限は市町村に移譲することにより地域や市町村の権能を強化していくこととし、地方分権時代における市町村重視の県政を一層進めていきたいと考えている。

真の分権時代の到来にあたり、市町村合併は避けて通れない課題であることから、県民のみなさんが地方自治や地域のあり方について真剣に考え、議論していただくための検討資料として本要綱を策定したものである。